

新卒者採用活動

支援事業費補助金のお知らせ

浜松市では、市内中小企業等の人材確保及び大学生等の市内就職促進を目的として、市内中小企業等の大学生等の新卒者採用活動に伴う企業情報の発信に要する経費等に対して補助金を交付します。

対象経費

補助の対象となる経費は、大学生等の新卒者の採用活動に伴う企業情報の発信に関する以下の経費です。（支払済の経費は対象外です。）

<対象経費の例>

- (1) 就職情報サイトの求人情報等掲載料
- (2) ダイレクトリクルーティングサービスの利用料
- (3) 就職情報企業が実施する合同企業説明会の出展料
- (4) 企業 PR 動画制作の外部発注経費

補助金額

補助率: 上記対象経費の 1/2

補助上限: 1 事業所につき、

30万円

※浜松市奨学金返還支援事業認定企業は、40万円!

先着順

対象者

補助対象者の主な条件（すべて該当すること）

- (1) 中小企業基本法に規定する中小企業者（詳しくは JOB はま! でご確認ください）、及び常時雇用する従業員数が300人以下の一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、NPO 法人、その他市長が認めるもの。
- (2) 市内に大学生等の新卒者を勤務させる事業所がある。
- (3) 市内本社、あるいは市外本社で就業場所を市内に限定した求人を行っている。
- (4) 浜松就職・転職ナビ「JOB はま!」で新卒者の正社員を募集している。

※その他、市税完納、労働関係法令の重大な違反がない、などの条件があります。

対象外事業及び経費

<対象外事業>

- (1) 他の助成制度による補助を受けた、又は受ける見込みがある経費
- (2) 申請事業者の関係会社のみが参加する合同企業説明会等の就職イベント
- (3) 一社単独で開催する企業説明会等の就職イベント 等

<対象外経費>

- (1) 大学生等の**新卒者採用を目的としたものと認められない経費**
- (2) 自社等のホームページの改修や保守に関する経費
- (3) 食事会や高価な物品の贈与等を伴う経費
- (4) 備品購入費、設備設置費、施設修繕費等に関する経費

交付申請

- (1) 交付申請は、電子申請（スマート申請）又は郵送により申請してください。
※スマート申請の場合は**商業登記に基づく電子認証制度で発行された電子証明書が必要**です。電子証明書をお持ちでない事業者様は郵送でご提出ください。
- (2) **事前に「浜松就職・転職ナビ JOB はま！」の登録と新卒者の正社員を求人掲載していることを確認してから申請してください。**
- (3) **令和5年4月1日から令和6年3月末までに支払予定の経費**が対象です。
※ただし、3月末日までに実績報告を提出する必要があります。
- (4) **予算の範囲内で、先着順となります。**年度末に支払予定の場合でも、お早めの申請をお勧めします。

<申請書類> ※第1号、2号、3号様式は、JOB はま！に格納されています。

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 収支計画書（第2号様式）
- (3) 登記事項証明書（商業・法人登記）の写し（スマート申請の場合は不要）
- (4) 補助事業の内容及び金額が確認できる書類（見積書、パンフレット等）
- (5) 特別徴収義務者指定通知書の写し、又は未実施理由書（第3号様式）
- (6) 市税の徴収の猶予もしくは換価の猶予を受けている場合、市長名義の市税徴収猶予承認通知書の写し
- (7) 本社が市外の場合、就業場所を市内に限定した求人を行っていることを証する書類（求人掲載の冊子、ホームページの写し等）

申請・問い合わせ先

浜松市役所 産業振興課(市役所本館6階)
〒430-8652 浜松市中区元城町 103 番地の 2
TEL:053-457-2115
Eメール:rose@city.hamamatsu.shizuoka.jp



詳しくはJOB はま！で